

沖縄県知事 殿

申請者 氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 電話番号

特 定 動 物 飼 養 ・ 保 管 許 可 申 請 書

動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。

記

1 特定動物の種類及び数	(1)種類			
	(2)数			
	(3)実際に飼養又は保管をしようとする数			
2 飼養又は保管の目的	<input type="checkbox"/> 愛がん <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> 試験研究等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
3 特定飼養施設の所在地				
4 特定飼養施設の構造及び規模	(1)構造	<input type="checkbox"/> おり型施設等 <input type="checkbox"/> 擁壁式施設等 <input type="checkbox"/> 移動用施設 <input type="checkbox"/> 水槽型施設等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	材 質			
	(2)規模			
5 飼養又は保管の方法	(1) 特定飼養施設の点検方法	具体的な方法については、別に保守点検計画を添付すること。		
	(2) 飼養又は保管が困難となった場合の対処方法			
	(3) 運搬時の逸走防止措置			
6 (1) 現在の飼養又は保管の状況	①飼養又は保管をしている数		②動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第3号に規定する措置内容	
	その他			
(2) 管理責任者	① 管理責任者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (申請者以外の場合は②～④を記入)		
	② 氏名			
	③ 住所		④電話番号	
7 役員の氏名及び住所				
8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面／ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真／ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第 27 条第 1 項第 2 号イからハマまでに該当しないことを説明する書類／ <input type="checkbox"/> 獣医師又は行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書／ <input type="checkbox"/> 脚環の識別番号に係る証明書／ <input type="checkbox"/> 脚環の装着状況を撮影した写真／ <input type="checkbox"/> 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の保守点検に係る計画 <input type="checkbox"/> その他 ()			

9 飼養保管開始 予定年月日	年 月 日		
10 現に受けている許可	(1)番号		(2)許可年月日 年 月 日
	(3)有効期間の末日	年 月 日	
11 備 考			

備 考

- 1 「1 (2)数」欄には、飼養施設において飼養又は保管をする特定動物の最大数を記入すること。「1 (3)実際に飼養又は保管をしようとする数」欄には、当面実際に飼養又は保管をしようとする特定動物の数を記入すること。
- 2 「6 (1)現在の飼養又は保管の状況」欄は、申請に係る特定動物を申請時に現に飼養又は保管をしている場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 3 「7 役員の氏名及び住所」欄には、申請者が法人の場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 4 申請に係る特定動物に入れ墨等により識別措置を実施する場合は、「8 添付書類等」欄において「その他」にチェックし、括弧内に入れ墨等による識別措置を実施する旨を記入した上で、その実施方法について記入した書類を添付すること。
- 5 「10 現に受けている許可」欄には、飼養又は保管の許可を受けて特定動物を飼養又は保管している場合であって、当該許可の有効期間内に同一特定飼養施設における同一特定動物に係る許可の申請をする場合に記入すること。
- 6 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 7 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。